

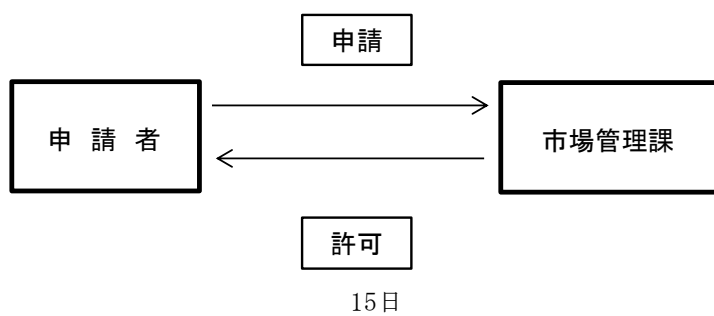
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 35

処 分 名	市場施設の原状変更の許可	
処 分 の 概 要	松山市公設花き地方卸売市場の市場施設の原状変更を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市公設花き地方卸売市場業務条例(平成22年条例第14号)	
条 項	第66条第1項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		15日
標 準 処 理 期 間	計	15日
審 査 基 準	未設定	
【根拠法令等】	<p>松山市公設花き地方卸売市場業務条例 (原状変更の禁止)</p> <p>第66条 使用者は、増改築、模様替え等を行うことにより、市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、特に市長が許可した場合は、この限りでない。</p> <p>2 使用者が前項ただし書の規定により、市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命じることができる。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。